

## 文京区空家等対策審議会会則

## (目的)

第1条 この会則は、文京区空家等対策審議会条例（平成29年文京区条例第7号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、文京区空家等対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (副会長)

第2条 審議会に副会長1人を置く。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 条例第5条第3項に規定する会長があらかじめ指名する委員は、副会長とする。

## (部会の設置等)

第3条 条例第9条第1項の規定により、審議会に、特定空家等対策検討部会を置く。

- 2 特定空家等対策検討部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 特定空家等の認定基準に関する事項について意見を述べること。
  - (2) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の実施に関する事項について意見を述べること。
- 3 特定空家等対策検討部会の決議のうち、前項第2号の意見に係る決議は、これをもって、審議会の決議とする。

## (部会の運営)

第4条 部会は副部会長を置く

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会は、必要があると認めたときは、部会員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は部会員以外の者に対し必要とする資料の提出を求めることができる。
- 4 部会の決議は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係ある事項、又はその職務として受任した事案に関する事項については、その議事に加わることはできない。
- 6 部会の会議は、公開しない。
- 7 第2条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第4項中「第5条第3項」とあるのは「第9条第5項」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 8 部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

## (守秘義務)

第 5 条 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事)

第 6 条 審議会に幹事を置く。幹事は、都市計画部長、総務部危機管理課長、区民部区民課長、福祉部福祉施設担当課長、都市計画部住環境課長、都市計画部建築指導課長の職にある者とする。

2 特定空家等対策検討部会に幹事を置く。幹事は、都市計画部長、総務部危機管理課長、区民部区民課長、都市計画部住環境課長、都市計画部建築指導課長の職にある者とする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市計画部建築指導課において行う。

(議事録)

第 8 条 審議会及び部会の会議の議事録は、会議の概要を記した要点筆記とする。

2 前項に規定する議事録の確認は、会長又は部会長が行うものとする。

3 議事録は、次に掲げる事項を除いて公開する。

(1) 文京区情報公開条例（平成 12 年文京区条例第 4 号）第 7 条各号に規定する情報に該当する事項

(2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長又は部会長が認める事項

付 則

この会則は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 30 年 11 月 7 日から施行する。